

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響をあたえるのみならず、その生命、身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであり、絶対に許されない行為である。しかし、いじめは、どの学校にも起こりうるものであり、全国的に深刻な状況が続いている。

本校では、「いじめ防止対策推進法」、令和3年9月に制定された「渋谷区いじめ防止等対策推進条例」、及び同年11月に策定された「渋谷区いじめ防止基本方針」に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために「渋谷区立上原小学校いじめ防止基本方針」を策定する。なお、本方針は、以前策定された「渋谷区立上原小学校いじめ防止基本方針」を校内で見直し、地域、保護者、児童等多くの声を反映して改定したものである。

1. いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係(※1)にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響(※2)を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(いじめ防止対策推進法 第2条「定義」より)

※1 「一定関係」とは、学校の内外を問わない。

(例)塾やスポーツクラブ等、児童等が関わっている仲間や集団(インターネット上も含む)

※2 「物理的な影響」とは、身体的影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり嫌なことを無理やりされたりすること。

(具体的な例)

- ・冷やかしかからかい、嫌なことを言われる。
- ・仲間外れ、集団により無視
- ・軽くぶつけられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつけられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかれる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことを恥ずかしいこと、危険なことをさせたり、させられたりする。
- ・メール、インターネット、SNSなどで、嫌なことを書かれる。

など

2. いじめ問題に関する基本的認識

- (1) 「いじめは、絶対に許されない行為であり、すべての児童等はいじめをおこなってはならない。(いじめ防止対策推進法 第4条「いじめの禁止」より)」ことを受け、「いじめは人権侵害であり、人間として絶対にゆるされない」との強い認識をもつこと
- (2) 家庭・学校・地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって、未然防止、早期発見、早期対応及び迅速な事実確認を基本として取り組むこと
- (3) 仮に行為を受けた児童等が苦痛を感じていない場合であっても、加害の行為が、人権意識を欠く言動である場合などには、いじめと認知し対応する。

3. 学校における取組

(1) いじめ防止等の組織

学校は、本校におけるいじめ防止等に関する措置を実効的に行うための組織として、「上原小学校いじめ対策委員会」（以下、「いじめ対策委員会」）を設置する。

「いじめ対策委員会」のメンバーは、校長、副校長、主幹教諭、生活指導主任、特別支援コーディネーター、養護教諭、学年主任、スクールカウンセラー（場合によってはスクールソーシャルワーカー）等で組織する。毎月1回開催するほか、必要に応じて開催する。

(2) いじめの未然防止に関する日頃からの取り組み

- ア 「いじめは絶対に許されない行為」であることの指導
- イ タイミングを逃さないきめ細かな生活指導
- ウ 分かる授業づくり、話し合いや学び合いを通して互いのよさや違いを認め合える授業づくり（いじめに関する授業、年間3回以上の実施）
- エ 自己肯定感や自尊感情を高められる場の設定や学び合い
- オ あいさつ運動の実施
- カ 児童の人権を尊重した教育活動の推進
- キ 道徳教育、人権教育の充実
- ク 情報モラル教育の実施
- ケ 「SOS の出し方」についての日常的・継続的な指導（高学年で年間1回以上の実施）
- コ 代表委員会が中心となって、いじめ防止について考える取り組みの実施

(3) いじめの早期発見に関する取り組み

- ア 「ふれあい月間」等の定期的なアンケート調査（年間3回）や教育相談の実施等による早期のいじめの実態把握
- イ チェックリストを活用した日頃からの児童観察
- ウ 保護者や地域住民からのいじめに関する情報収集
- エ スクールカウンセラーによる5年生全員の面接、及び必要に応じて考えられる児童に対する面接の実施
- オ 保健室、相談室等の利用や、国、都、区等の相談窓口を定期的に周知
- カ 教員間における、気になる児童に関する情報の共有化
- キ いじめの問題を学級担任が一人で抱え込まないようにするための、学校が一丸となった組織的対応の実施

(4) いじめの事実確認に関する取り組み

- ア 「いじめ対策委員会」により事実確認で得た情報の共有や対策の検討を行う。
- イ 教職員は役割を分担して、関係児童等への聴き取りやアンケートを実施し、事実の詳細を確認する。聴き取り方は当該児童の発達段階等を考慮し、考えていることの言語化が難しい児童の思いも正しく引き出すように努める。
- ウ 確認した事実と今後の対応方針を関係保護者と共有し、協力を求める。

(5) いじめの早期対応に関する取り組み

- ア 「いじめ対策委員会」を開催し、対応策の検討
- イ いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全の確保
- ウ 教育的な配慮の下、毅然とした態度で児童を指導
- エ 双方の保護者への対応を行い、問題解決のための具体策を共に検討
- オ 教育委員会、関係諸機関や専門家等と相談・連携

(6)いじめ重大事態への対応の取り組み

①いじめ重大事態の定義

- ア いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合
- イ いじめにより児童が相当の期間学校を欠席する(年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合を含む)ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合
- ウ 児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」と申立てがあった場合

②いじめ重大事態への対処

- ア いじめ重大事態が発生した旨を、教育委員会に速やかに報告する。
- イ 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ウ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関(児童相談所、子ども家庭支援センター、警察等)との連携を図る。
- エ 上記調査結果について、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関その他の必要な情報を提供する。

(7)教職員研修

- ア いじめ防止に関する研修を年間計画に位置付けて実施(年間3回以上)し、教育活動上の留意点や日々の観察の仕方など、いじめ防止に関する教職員の資質向上を図る。
- イ 校内 OJT や Off-JT の実施による教職員の資質向上

(8)家庭・地域との連携

①保護者の役割

保護者は「子の教育について第一義的責任を有するもの」とされ、保護する児童等が「いじめを行うことのないよう」規範意識を養うための指導を行う。いじめを受けた場合は、「適切にいじめから保護する」ものとされている。また、保護者は学校等が講じるいじめ防止等に関する措置に協力するように努めるものとする。

(いじめ防止対策推進法 第9条「保護者の責務等」より)

②地域の役割

地域住民がいじめを発見したり、いじめの疑いを認めたりした場合は、学校や区教育委員会に速やかに情報提供や相談をするようにする。このことについて、コミュニティ・スクール委員会等で周知し、協力を依頼していく。

③学校・保護者・地域の連携推進

- ・PTA の各種会議や保護者会、学校だより、学校ホームページ等あらゆる機会を利用して、いじめの実態や指導方針等の情報提供を行ったり、学校・学年・学級を通して協力を呼び掛けたりして、保護者との連携を推進する。
- ・日頃から、電話、面談等による保護者との連携を図る。保護者からの相談は真摯に受け止め、適切な情報を提供するなどして相談しやすい雰囲気づくりに努め、いじめ指導に対する理解、協力を得られるようにする。